

# 都道府県、町村、社会福祉法人の役割等について

# 1 都道府県の役割について

# 都道府県の位置づけ(生保法・困窮者法)

○ 生活保護法、生活困窮者自立支援法においては、都道府県は実施主体等としての法定の役割のほか、市・福祉事務所設置町村に対する支援が期待されている。

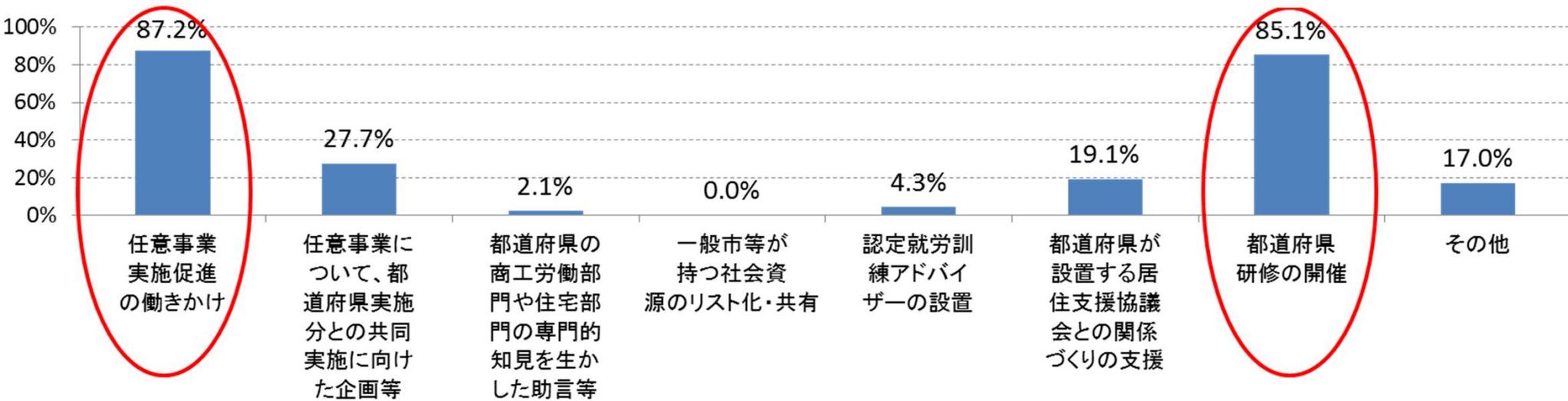
	生活保護法	生活困窮者自立支援法
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 都道府県知事、市長、福祉事務所を管理する町村長が「保護の実施機関」</li> <li>□ 福祉事務所長は保護の実施機関からの委任を受けて事務を執行するが、官公署・関係者に対する調査(法第29条)、収入申告(法第61条)等固有の事務がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(福祉事務所は実施主体ではない。)</li> <li>□ 都道府県は、市及び福祉事務所を設置する町村に対して必要な助言、情報提供その他の援助を行う責務がある(法第3条第2項第1号)。</li> </ul>
その他の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 都道府県知事…事務監査、保護施設の指導監督等、医療機関等の指定等、不服審査等</li> <li>□ 福祉事務所を設置しない町村…急迫状況にある要保護者への応急的な保護等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 都道府県・指定都市・中核市は、認定就労訓練事業の認定権限を持つ(法第10条)。</li> </ul>
市等に対する支援	<p>以下のような支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ケースワーカー等に対する研修</li> <li>□ 事業の広域での共同実施に向けた調整等</li> </ul>	<p>責務規定の解釈として、以下のような内容を期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等</li> <li>□ 各事業の従事者に対する人材養成</li> <li>□ 地域ごとの関係機関ネットワークづくり</li> <li>□ 都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門)等を生かしたバックアップ</li> </ul>

# 市等に対する支援機能の実態（困窮者法）①

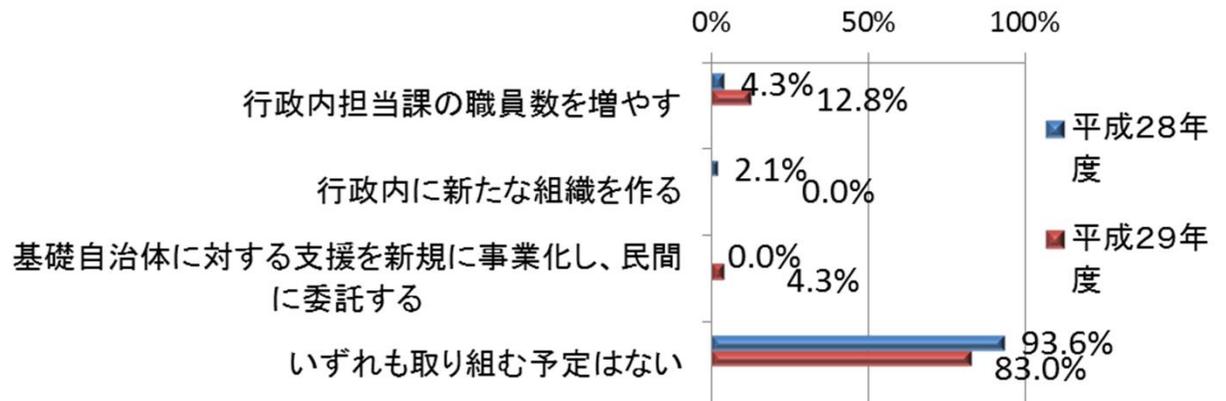
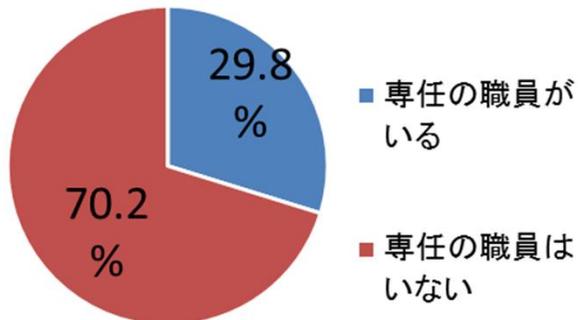
- 平成29年度における取組予定では「任意事業実施促進の働きかけ」と「都道府県研修の開催」が多い。
- 一般市等に対する支援がどの程度行えるかは、都道府県本庁の体制にもよるところが大きいと考えられるが、平成29年度においては、職員数の増や基礎自治体支援の事業化等の動きもみられる。

## 1. 都道府県の取組予定（平成29年度）

（出典）1・2ともに平成29年度事業実施状況調査。



## 2. 都道府県本庁の体制とその強化

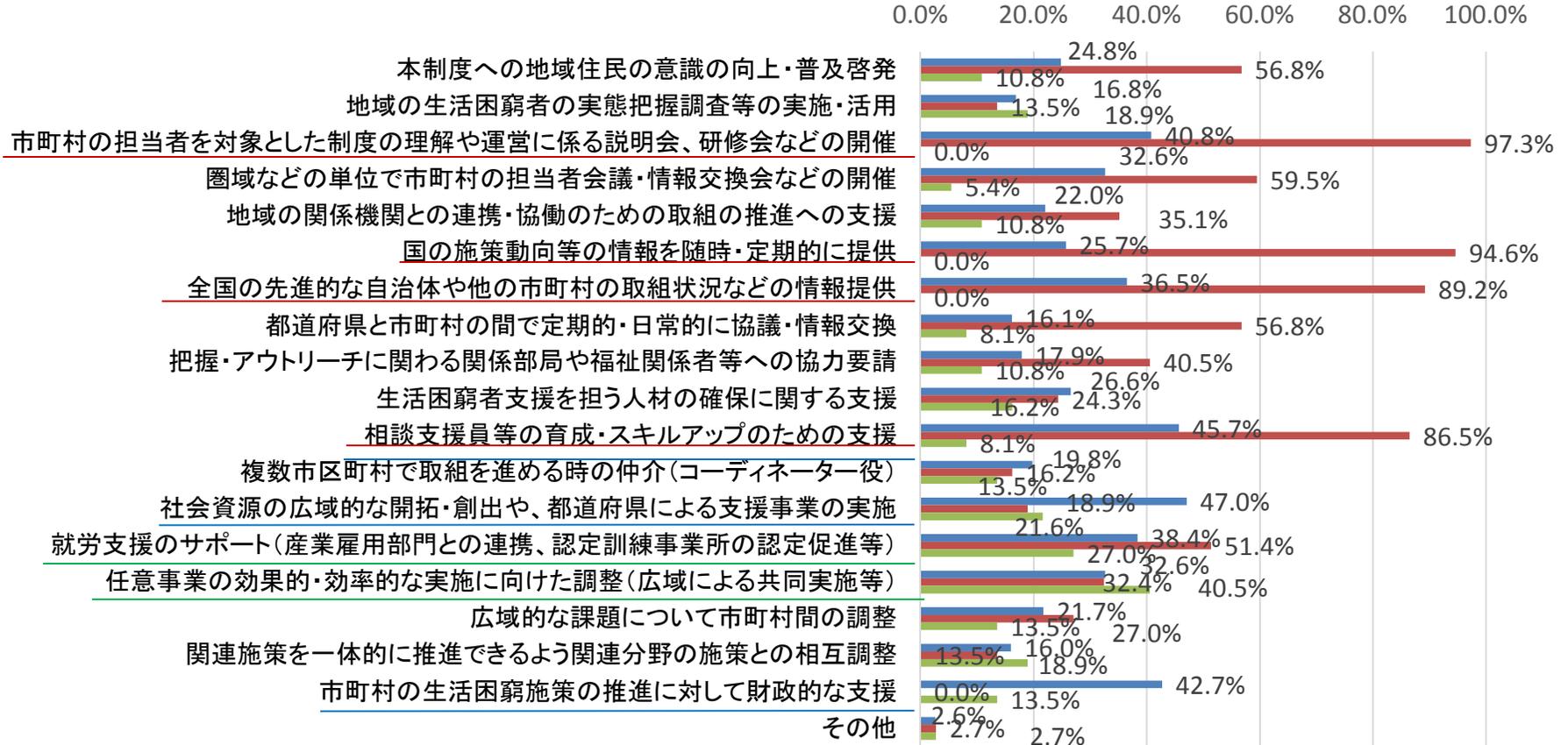


# 市等に対する支援機能の実態(困窮者法)②

○ 都道府県が管内の市部に対して実施した・している支援は、制度説明会や研修会の開催、国の施策や先進事例の情報提供、相談支援員等の育成・スキルアップ支援等である。逆に、広域による事業の共同実施や就労支援のサポート等が「実施したいができていない」とされる。

○ 一方、福祉事務所設置市区町村からは、「都道府県として実施してほしい事業」として、社会資源の広域的な開拓・創出や都道府県による支援事業、相談支援員等の育成・スキルアップ支援等、財政的な支援等が挙げられている。

- 都道府県に実施してほしい事業(福祉事務所市区町村の回答)
- 都道府県が実施した・している事業(都道府県の回答)
- 都道府県が実施したいができていない事業(都道府県の回答)



# 大阪府における生活困窮者等広域就労支援事業について

○ 大阪府は、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業について、府が中心となって管内自治体に働きかけ、同一の民間事業者に対して委託することで実施している。

## 実施内容

項目	内容
参加自治体	9自治体(大阪府を含む)
実施方法	委託
支援内容	<p>①自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。</li> </ul> <p>②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。</li> <li>・社会自立に関する支援(うち職場見学先の手配など)。</li> <li>・就労自立に関する支援(うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など)。</li> </ul>
実施期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分(基本負担額+稼働年齢層人口割負担額)

## 参加自治体位置図

(参加自治体)

大阪府

(豊能町・能勢町・忠岡町・

熊取町・田尻町・岬町・

太子町・河南町・千早赤阪村)

東大阪市

岸和田市

池田市

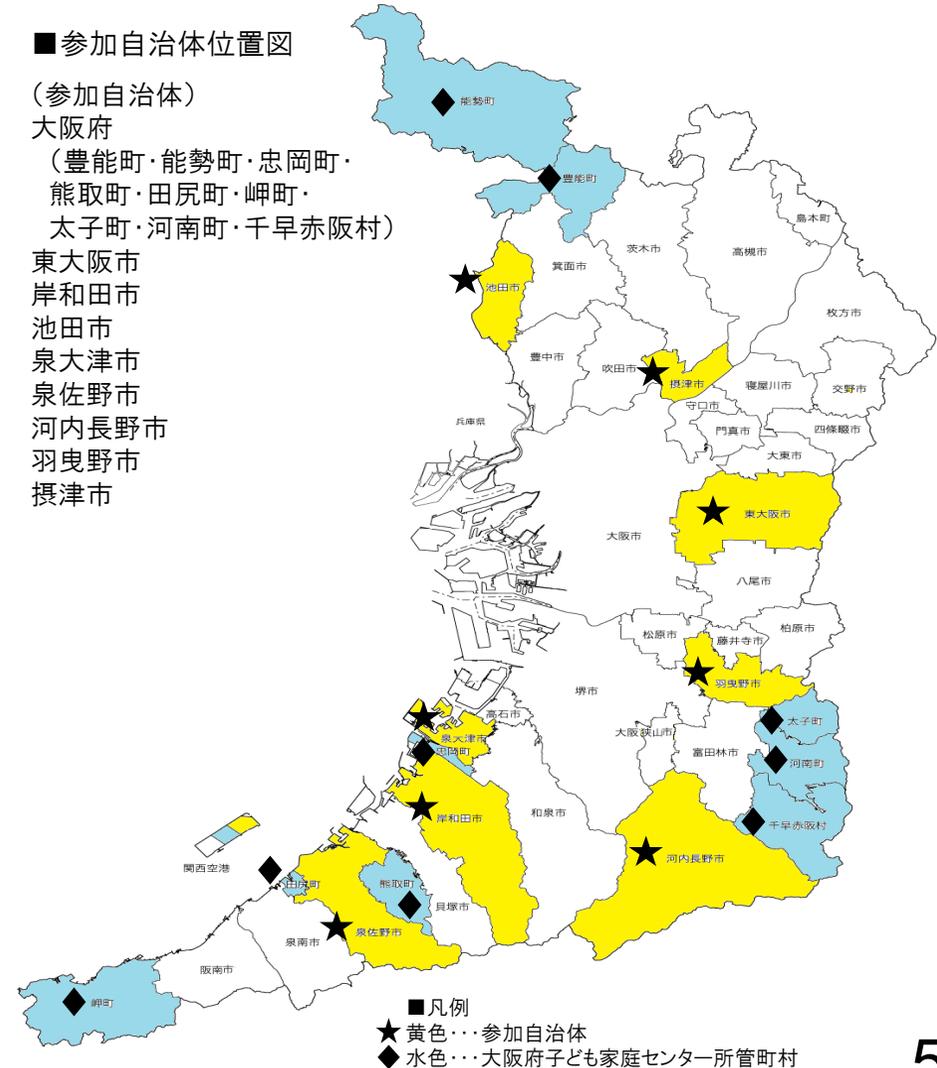
泉大津市

泉佐野市

河内長野市

羽曳野市

摂津市

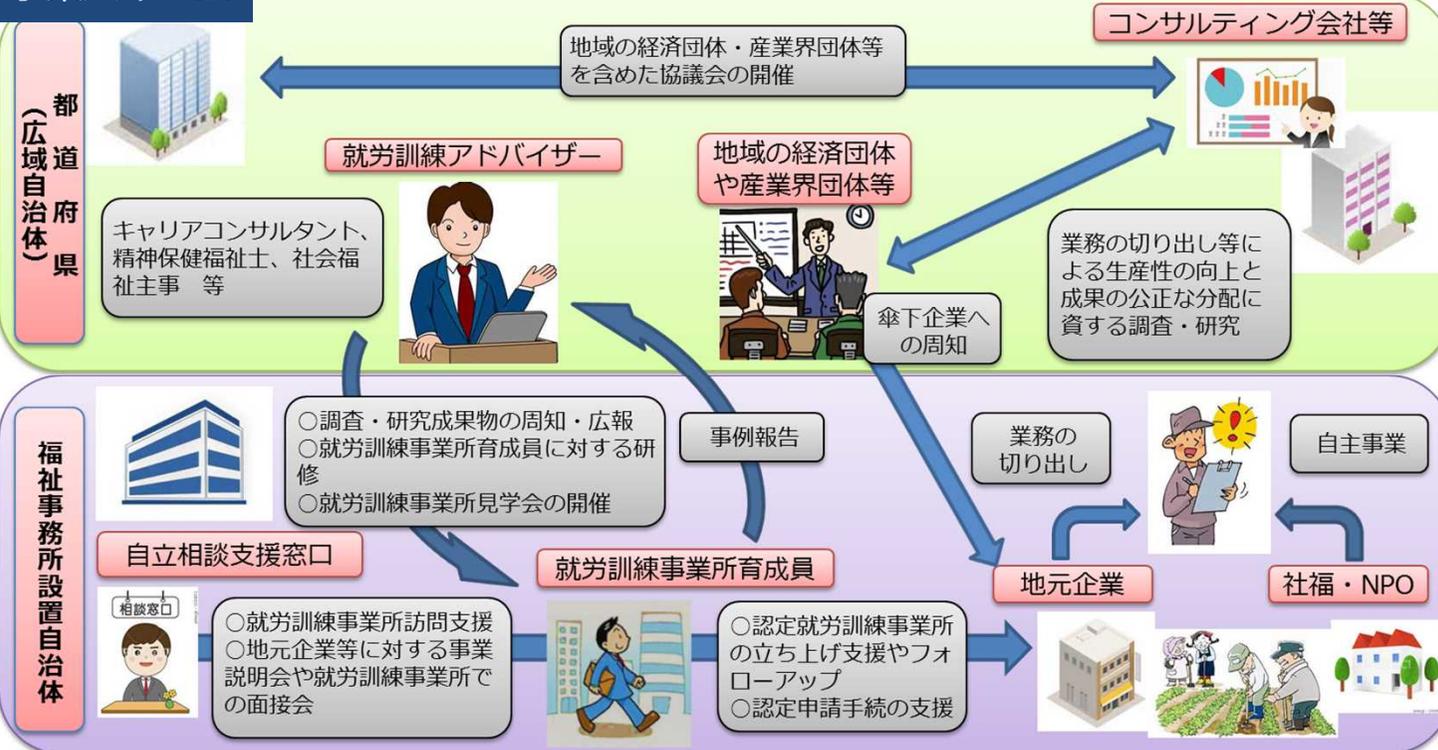


# 認定就労訓練事業に対する技術的支援の現状

- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
  - ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
  - ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体 (H28年度)
就労訓練アドバイザー	東京都、鳥取県
就労訓練事業所育成員	長野市、相模原市、名古屋市、神戸市、鳥取県、高知県、大分市

## 事業スキーム



## 支援内容の例

- **就労訓練アドバイザー**
  - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
  - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
  - ・ 認定就労訓練事業の利用あつせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- **就労訓練事業所育成員**
  - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
  - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
  - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

# 支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、ケース検討・スーパーバイズ、相談員同士の「横のつながり」づくりや資源の共有等の多様な取組が主に都道府県単位で進んでいる。
- この中には、就労や家計相談等、分野を絞った取組もみられる。また、相談員への助言に特化した事業もみられる。

## 都道府県単位の支援者ネットワーク(例)

※都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は、省略している。

(凡例)

- ◎: 分野を特定しない支援者ネットワーク
- : 就労支援のネットワーク
- : 家計相談支援のネットワーク
- ★: 相談員への助言

◎道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会

◎生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会(長野県)

◎しが生活支援者ネット

◎生活困窮者支援連携団体会議(宮城県)

◎鳥取県生活困窮者自立支援ネットワーク  
推進会議

●埼玉県地域就労支援連携体制推進会議

●就業支援団体連絡会(阪神地域)

◎千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

●大分県生活困窮者就労支援協議会

★東京都支援者専用相談ラインの設置

○家計相談支援の事例検討会  
(福岡を中心とした九州)

◎かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

◎地域福祉のひろばGIFU

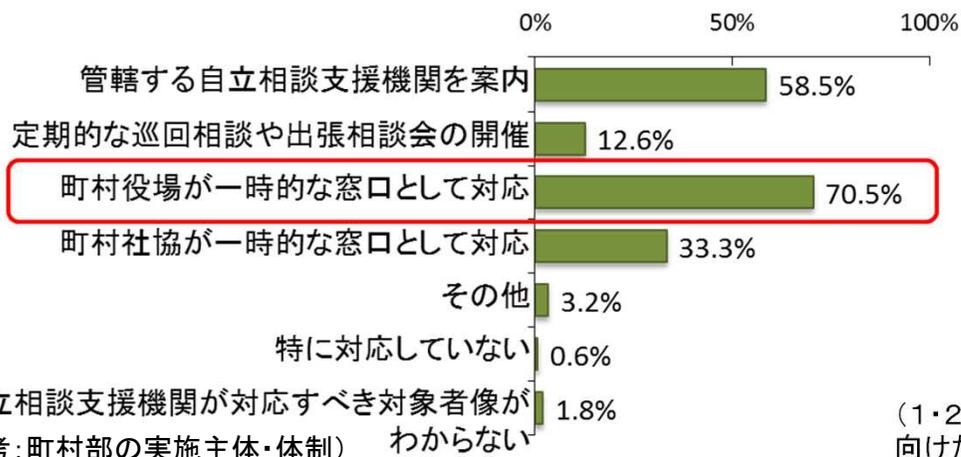
## 2 町村部における支援のあり方について

# 福祉事務所未設置町村での支援のあり方(困窮者法)

- 福祉事務所を設置していない町村部では、当該町村内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、設置されていない町村では役場が一次的な窓口として対応している自治体が約7割に上る。
- そうした中、相談窓口の設置の必要を感じていない町村が全体の約5割強存在しているものの、必要性を感じている町村は約1割強存在している。

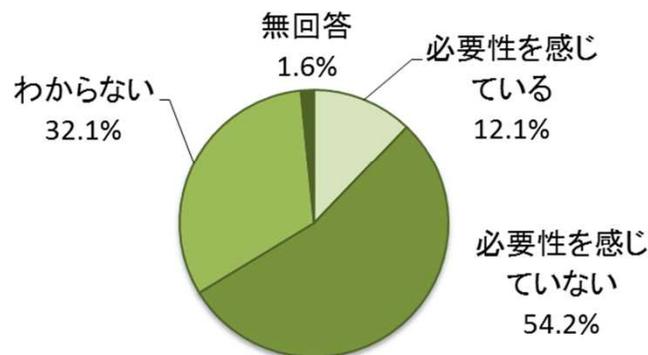
## 1. 自立相談支援機関が対応すべき相談について

n=445。福祉事務所の設置がない町村



## 2. 相談窓口の設置の必要性

n=445。福祉事務所の設置がない町村



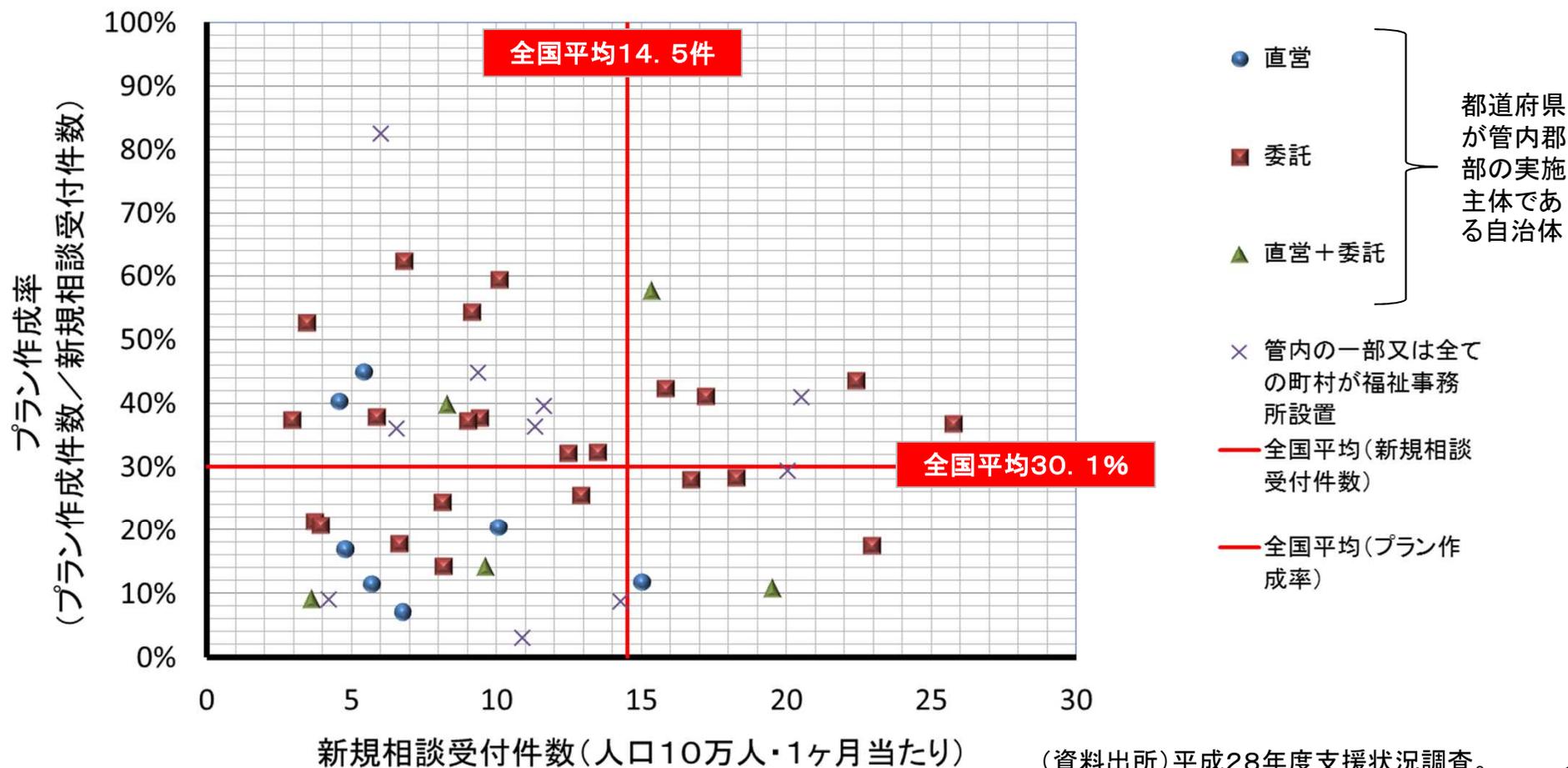
(1・2出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」(一般社団法人北海道総合研究調査会)

実施主体・体制 (かっこ内は自治体数)		自治体名	
町村部は町村福祉事務所のみが担当(2)		島根県(11町村福祉事務所のうち直営6、町村社協委託5) 広島県(9町村福祉事務所のうち直営8、町村社協委託1)	
町村部は町村福祉事務所又は都道府県が担当(8)		三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、長崎県、鹿児島県(町村福祉事務所は8県合計で21、このうち直営11、町村社協委託8、直営+その他への委託2)	
町村部の施行は都道府県のみが担当(37)	直営(8)	秋田県、茨城県、栃木県、石川県、福井県、京都府、和歌山県、宮崎県	
	委託(29)	委託先が2法人以下(19)	青森県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県
		委託先が3法人以上(10)	北海道、岩手県、山形県、千葉県、静岡県、滋賀県、香川県、愛媛県、高知県、大分県

# 町村部における支援状況(困窮者法)

○ 町村部の支援状況を都道府県ごとに見ると、特に新規相談件数において全国平均を超える都道府県が少ない。

## 町村部における支援の状況(都道府県別)



(資料出所)平成28年度支援状況調査。

# 福祉行政における町村の位置づけ

○ 生活困窮者自立支援法の実施主体は「福祉事務所設置自治体」とされているが、福祉行政においては、①市町村、②福祉事務所設置自治体、のいずれかが実施主体となることが一般的である。

## ①市町村が実施主体である制度

- ・ 介護保険
- ・ 障害者福祉
- ・ 子ども・子育て支援
- ・ 地域福祉計画
- ・ 包括的な相談支援体制整備  
(我が事・丸ごとの取組)

現状の生活困窮者自立支援法の実施主体  
「福祉事務所設置自治体」

## ②福祉事務所設置自治体(都道府県、市、福祉事務所設置町村)が実施主体である制度

- ・ 生活保護
- ・ 助産施設、母子生活支援施設への措置
- ・ 母子及び父子並びに寡婦の福祉
- ・ 児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給

(参考)市区町村数(H29.4.1現在)

市	特別区	町	村
791	23	744	183
合計1,741			

(参考)福祉事務所設置自治体(H29.4.1現在)

都道府県	市	特別区	町	村
45	791	23	38	5
合計902				

### 3 社会福祉法人の役割について

# 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## 【社会福祉法人】



## 地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

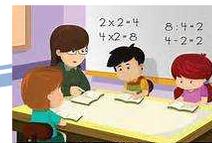
(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

- 社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手(自治体業務の受託者)として支援に参画している。
  - ・ 自立相談支援事業:全体の61.0%(直営との併用を含む)を占める委託形態での実施のうちの8.4%、
  - ・ 就労準備支援事業:全体の91.6%(〃)を占める委託形態での実施のうちの13.2%、等

※平成28年度、社会福祉協議会分を除く。
- この他、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

## 1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

## 2. 住まい確保のための支援

- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(島根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

## 3. 認定就労訓練事業

※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設の作業や保育園の事務、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

## 4 特にご議論いただきたい点

# 特にご議論いただきたい点

## 1. 都道府県の役割について

- 市・福祉事務所設置町村(以下「市等」という。)が行う事務・支援の充実に向け、人材養成やスーパーバイズ、支援ネットワークづくり、事業の共同実施や特に広域行政である就労や医療、居住の分野での市等に対する支援等、都道府県はどのような役割を果たすべきか。

## 2. 町村部における支援のあり方について

- 現行では福祉事務所未設置町村は生活困窮者自立支援法の実施主体とならないが、実施主体となることについてどう考えるか。

(検討の視点(例))

- ・ 他の福祉行政(介護、障害、地域共生社会づくり等)との連携の観点から

## 3. 社会福祉法人の役割について

- 「地域における公益的な取組」も踏まえ、社会福祉法人が生活困窮者の自立支援をより積極的に行うために、どのようなことが必要か。